青少年の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成26年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第75号

青少年の家条例の一部を改正する条例

青少年の家条例(昭和56年岩手県条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前							改正後									
別表第1 (第5条の2関係)								別表第1 (第5条の2関係)								
				使用料	の額	į						使用料の額				
青少年 の家の 名称	附属の施設	単	位	高等学校 生徒、学 生及び勤 労青少年	一般	附属の設備の 使用料の額		青少年 の家の 名称		単	位	高等学校 生徒、学 生及び勤 労青少年	一般	附属の設備の使用料の額		
	研修室、音		9時か	円	円				研修室、音		9時か	円	円			
	楽室、視聴 覚室、創作	1 時間 までご	ら17時 まで	[略]	<u>260</u>				楽室、視聴 覚室、創作	1 時間 までご	ら17時 まで	[略]	<u>270</u>			
岩手県立県南		室ごと	17時か ら21時 まで	[略]	<u>350</u>			岩手県立県南	ンテーショ	とに1 室ごと に	17時か ら21時 まで	[略]	<u>360</u>			
青少年の家	体育館	1 時間 までご	9時か ら17時 まで	<u>210</u>	410			青少年 の家	体育館	1 時間 までご	9時か ら17時 まで	<u>220</u>	420			
		とに	17時か ら21時 まで	<u>280</u>	<u>550</u>				P F GF	とに	17時か ら21時 まで	<u>290</u>	<u>560</u>			
	多目的グラ	[略]		210	<u>420</u>				多目的グラ	[略]		<u>220</u>	430			

	ウンド又は 野球場						
	テニスコート	[略]			<u>200</u>		
	キャンプ場	[略]			<u>330</u>		
	宿泊室	[略]		<u>290</u>	<u>570</u>		
	研修室、音 楽室又は視		9時か ら17時 まで	[略]	<u>260</u>		
岩手県	悪覚室	室ごとに	17時か ら21時 まで	[略]	<u>350</u>		
立陸中 海岸青 少年の	体育館	1 時間 までご	9時か ら17時 まで	<u>210</u>	410		
家		とに	17時か ら21時 まで	<u>280</u>	<u>550</u>		
	グラウンド	[略]		<u>210</u>	<u>420</u>		
	キャンプ場	[略]			<u>330</u>		
	宿泊室	[略]		<u>290</u>	<u>570</u>		
	研修室、音 楽室、創作 室、プラネ	1 時	1 時間 ら17 までご まで	9時か ら17時 まで	[略]	<u>260</u>	
青少年の家	タリウム室 、プレイホ ール又はふ		17時か ら21時 まで	[略]	<u>350</u>		

	ウンド又は												
	野球場	F. 1. 7											
	テニスコー	[略]			210								
	<u> </u>	F. 1. 7											
	キャンプ場	[略]			340								
	宿泊室	[略]		300	<u>590</u>								
		1 時間	9時か	[略]									
	研修室、音	までご	ら17時		<u>270</u>								
	楽室又は視		まで										
	聴覚室	室ごと	17時か	[略]									
	心无主	エここ	ら21時		<u>360</u>								
岩手県		,	まで										
立陸中		1時間 までご とに	9時か										
海岸青			ら17時	<u>220</u>	<u>420</u>								
少年の	体育館		まで										
家	件月品									17時か			
										C (C	C (C	C (C	6
			まで										
	グラウンド	[略]		<u>220</u>	<u>430</u>								
	キャンプ場	[略]			<u>340</u>								
	宿泊室	[略]		<u>300</u>	<u>590</u>								
	研修室、音	1 時間	9時か	[略]									
岩手県	楽室、創作	1時间までご	ら17時		<u>270</u>								
立県北	室、プラネ	とに1	まで										
青少年	タリウム室		17時か	[略]									
の家	、プレイホ	室ごと	ら21時		<u>360</u>								
	ール又はふ	に	まで										

れあいホー					I
ル					
スポーツホ	1時間	9時か ら17時 まで	<u>210</u>	410	[略]
ール	までごとに	17時か ら21時 まで	<u>280</u>	<u>550</u>	
ソフトボー ルグラウン ド又はター ゲットバー ドゴルフ場	[略]		<u>210</u>	<u>420</u>	
スケート場	[略]		<u>380</u>	<u>530</u>	1 靴 高等 高後、 学生 青 っ な 足 少 で 足 り か し は に し つ ー で 足 は 1 つ ー で 足 は 1 つ ー で 足 は 1 つ ー で 足 に 1 で と 1 と 1 で 足 に 1 で 足 に 1 で 足 に 1 で に 1 で 足 に 1 で 日
テニスコート	[略]			200	
キャンプ場	[略]			330	

	I	Ī	1	Ī	1
れあいホー					
ル					
		9時か			[略]
	1 時間	ら17時	<u>220</u>	<u>420</u>	
スポーツホ		まで			
ール	までごとに	17時か			
	C (C	ら21時	<u>290</u>	<u>560</u>	
		まで			
ソフトボー	[略]				
ルグラウン					
ド又はター			<u>220</u>	<u>430</u>	
ゲットバー					
ドゴルフ場					
	[略]				1 靴 高等
			<u>390</u>		学校生徒、
					学生及び勤
					労青少年に
					あっては1
スケート場				<u>540</u>	人1足につ
					き <u>340円</u> 、一
					般にあって
					は1人1足
					につき <u>450円</u>
					2 [略]
テニスコー	[略]				
<u>۲</u>				<u>210</u>	
キャンプ場	[略]			340	

	宿泊室	[略]	<u>290</u>	<u>570</u>			宿泊室	[略]	300	<u>590</u>	
[略]						[略]					

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第2中表の部分を次のように改める。

青少年の家の	附属の	利用料金の上限額									
			個	1人使用		貸切使用					
名称	施設	区 分		小学校児童及	高等学校生	一般				料金を徴収	
41/IV				び中学校生徒	徒及び学生			区分	しない場合	する場合	
		普通利用料金(1回	コにヘキ)	円	円	円	土曜日及び休日の利用料金(1時		円	円	
		日歴門川村並(1回に フさ)		150	460	650	工曜日及び外日の利用科金(1時 間までごとに)		12, 200	24, 410	
岩手県		回数利用料金(6回	回につき)	800	2, 340	3, 270	間みてこと	<u></u>			
立県北	スケー	定期利用料金(1	競技関係者	3, 210	9, 380	13, 080	その他の日の利用料金(1時間までごとに)		9, 150	10 210	
青少年	ト場	シーズンにつき)	その他の者	6, 420	18, 760	26, 170			9, 100	18, 310	
の家	广场		靴(1回につ	130	400	5 00		放送設備(1時間ま	660	1 240	
0)3		附属の設備の利用	き)	150	400	530	附属の設備	でごとに)	000	1, 340	
		料金	ロッカー(1		60円		の利用料金	照明設備	実費を基準	として知事	
			回につき)			00円		XK 971 BX H	が定める額		

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。